

## 学位請求論文審査報告書

氏 名 山本 春奈  
論文題目 戦国期武家の起請文にみる誓約と神仏  
審査委員 主査 大谷大学教授 草野 顕之  
                  博士（文学）[大谷大学]  
          副査 大谷大学教授 池田 敬子  
                  博士（文学）[京都大学]  
          副査 大谷大学准教授 福島 栄寿  
                  博士（文学）[大谷大学]  
          副査 東北大学教授 佐藤 弘夫  
                  博士（文学）[東北大学]

### I. 論文内容の要旨

本論文は、戦国期武家の起請文（誓約事項、および不履行時に罰を受ける具体的な神仏名と罰文を記した文書様式）に記載された神仏（勸請神）がどのような規則性に基づいて選択されていたかを明らかにし、そこから起請文をめぐる当事者等の意識の一端を読み取ろうとしたものである。

そのため、以下のような論文構成をとって論を進めている（項は省略する）。

### 序 論

第一節 本論文の主題

第二節 研究史整理

第三節 本論の構成

### 第一章 戦国期武家の起請文と勸請神

はじめに

第一節 主要武家の起請文にみる勸請神

第二節 戦国期武家の起請文の機能

第三節 越相同名にみる起請文の機能

おわりに

### 第二章 上杉謙信の領主統合と氏神春日

はじめに

第一節 謙信の権力と起請文

第二節 越後国内における領主間結集と地域神

第三節 謙信の領主統合と春日社

おわりに

### 第三章 毛利氏と安芸一宮厳島社

はじめに

第一節 毛利氏関連起請文にみる厳島社

第二節 安芸国外領主との起請文交換

### 第三節 防長移転後の毛利氏と巖島社

おわりに

## 第四章 安芸毛利氏の起請文にみる氏神の機能

はじめに

### 第一節 毛利氏と祇園牛頭天王

### 第二節 起請文にみる祇園社

### 第三節 毛利「家中」と「祇園社」

おわりに

## 結 論

「序論」では、当該期起請文に関する先行研究を整理して、二つの問題を提起する。すなわち一つには、当該期起請文の評価について、当時多くの起請文が政治的に重要な場面で用いられていたにも関わらず、以前より当時の起請文が形骸化しているとの評価がなされてきたことへの疑問である。近年その評価は見直されつつあるものの、勸請神についての議論は除外される傾向にある。しかし起請文は勸請神と罰文が記されている点に他の誓約書にはみられない特徴があり、その勸請神もかなり細かく選択されているから、起請文を捉える上で勸請神の議論は必要不可欠であるという指摘である。

二つには、勸請神を扱う先行研究の注目が一宮などの国鎮守に集中していることを問題とする。従来、戦国大名の領主統合には国鎮守が重要であったとされてきたが、大名が本拠とする国以外の領主についても同時に統合しようとするならば、国の枠組みに規定された国鎮守が有効であったとは考え難いとし、戦国大名が大名の「家」を内包した権力体であるという性質を持つことから、起請文に記載された氏神に注目すべきであるという問題提起を行っている。

「第一章 戦国期武家の起請文と勸請神」ではまず、越後上杉氏など15の大家について、その当主起請文に記載されている神仏の特徴を検出する。多数の神仏を記載する、あるいはほとんど記載しない、自国鎮守や氏神の記載の有無など、大名ごとに様々な特徴が確認されると同時に、一大名家の中でも起請文ごとに細かく神仏を選択していた状況が見て取れるという。それらの起請文がどう用いられたかについては、安芸毛利氏関連の起請文を対象に、その発給契機や内容等を概観し、その多くが大名・領主間の従属誓約および進退保証、大名・領主との同盟・和睦や兄弟契約関係である一方、それらの発給契機や少数事例を含めると、その用いられ方が多様であることを指摘する。このことから近年の研究に多くみられる、当時の起請文を宣誓文書から契約文書に変化したものと捉える見方では、却って偏った見方となってしまう、再考を要するという。そして大名間の同盟締結に際し、起請文が数回にわたって交わされている理由に触れ、全てに共通するのは起請文の本質でもある「自身に偽りなし」の宣誓であり、このことからやはり当該期起請文を契約文書とするだけでは説明がつかず、偽りなしとの宣誓こそが重要であったという。そして、起請文の性格自体の変化を問題とするのではなく、このような性格の起請文は、それぞれの状況に応じてどう活用されたかという点において違いが出るのであり、そのような視点から改めて戦国期の起請文を見直す必要があると指摘している。

「第二章 上杉謙信の領主統合と氏神春日」では、従来越後国の上杉謙信の起請文が国内領主の統合に用いられたといわれるが、そこには同国鎮守がみられず、先行研究で指

摘されているような、国鎮守を介した領主統合という構図が成立しないとした上で、謙信による起請文を介しての領国統合のあり方を明らかにしようとする。このため、まず謙信起請文には国鎮守が記載されない一方、全てに春日社が記載されるという、他の国内起請文にはない特徴を検出し、他方国内では領主同士が荘鎮守や国鎮守などの国内鎮守を介して関係を結んでいたことを確認する。そして、全ての起請文に記載された春日社については「春日」と「氏神春日」という二つの表記があることに留意し、謙信と起請文受給者との関係を検討した結果、「氏神春日」が記載された起請文受給者は、謙信の家臣やそれに近い国人など、自身の下に統合しようとする領主等であったことを明らかにする。つまり、謙信は国鎮守でまとまる領主等を起請文で統合しようとする際、自身は国鎮守を記載しないことで彼等との間に差別化を図り、新たに氏神春日を記載することで統合を果たそうとしたのであり、それは越後国外にも及ぶものであることを明らかにしている。

「第三章 毛利氏と安芸一宮厳島社」では、対象を安芸毛利氏に定め、その起請文に国鎮守がどのような基準で記載されていたかを明らかにしようとする。まず、毛利氏の本拠安芸国内では、毛利氏を含めた国内領主が同国一宮の厳島社を起請文に記載しており、彼等の中で同社が重要な存在として認識されていたことを確認する。しかしこれでは従来言われているような、大名による国鎮守を介した領主統合の有無が判断できないことから、次に毛利氏と安芸国外領主との間で交わされた起請文を検討する。その結果、毛利氏・国外領主ともに自身の所属国の鎮守をそれぞれが記載していることから、基本的に国鎮守は起請文発給者の所属に基づいて選択されていたことになり、そこから大名の領主統合を読み取ることは困難であるという。さらに毛利氏は関ヶ原敗戦後、本拠を安芸国から長門国に移しているが、移転後に発給された起請文にも、しばらくの間、厳島社を記載し続けていたことを確認し、これは彼等が移転後もなお安芸国への帰属意識を持ち続けていたことを示すものであるという。ただし、この状況は近世を通じては続かないことから、国鎮守は近世以降も国鎮守としての性格の域を出ることはなく、基本的に発給者の本拠地変更にもない起請文の国鎮守も変更されるものであったと結論付けている。

「第四章 安芸毛利氏の起請文にみる氏神の機能」でも、毛利氏を事例に、その起請文に記載された氏神の機能についての検討を深める。まず毛利氏が、複数ある氏神の中で居城近くに位置した祇園社を最も重視していたことを確認する。その祇園社が記載された起請文については、当主発給起請文では自身への従属度が高い領主宛のものが多く、対して当主以外で同社を記載しているのは毛利一門および毛利「家中」（家臣団）という限られた範囲であり、総じて戦国大名「毛利家」の範囲に含まれる人々であったことを明らかにする。また「家中」内規約の遵守を誓った「家中」連署起請文にも祇園社が記載されている理由を検討し、同神が「毛利家」を核に形成された「家中」の枠組みとしても機能するものであったことを明らかにしている。このことより、毛利氏の氏神祇園社は単なる毛利家の守護神という枠組みに収まらず、毛利氏が領主を自身の下に統合しようとする際に持ち出された神であったと指摘する。そして同時に、その氏神の範囲に国人層が含まれるか否かについては、毛利氏が一部の国人宛の起請文に自身の氏神を記載することで他の国人との間に差別化を図ることは可能であっても、国人側の起請文には毛利氏の氏神が記載されないことから、基本的に戦国期段階においては国人層にまでは及んでいないという。ただし、国人等も署判した「家中」起請文が近世に作成され、そこに祇園社が記載されていることから、その範囲が最終的には国人層にまで及ぶものであったことになるとする。

この検討内容を第二章の上杉氏の事例と照合して、東国・西国ともに同時期に同様の事象がみられたこととなり、よって戦国大名が領主を統合しようとする際には従来指摘されているような国鎮守ではなく、大名家の氏神が重要であったと結論付けている。

「結論」では、本論を通して明らかになったことを、以下のように整理している。まず、起請文に勧請する国鎮守の選択は、戦国期を通じて発給者の所属国に基づいて行われ、国鎮守もあくまでその国の鎮守としての枠を出ないことが明らかとなった。このことから、従来言われているような国鎮守を介した領主統合については、その国内の領主統合は可能であっても、複数国の領主を同時に統合することは、国鎮守では困難であった。逆に、氏神に関しては、東国の上杉氏・西国の毛利氏ともに、彼等が領主を統合しようとする際の起請文に記載されており、よって大名の領主統合には大名家の氏神が重要であったことが明らかになったという。このことから、起請文の勧請神からは、従来言われているような個人の信仰や地域信仰圏のみならず、発給者の所属意識や領主統合の意図、受給者との関係までもが読み取れること、つまり、当時の人々の様々な意識がここに表れていることになる。これほどの情報量を持つ勧請神を抜きに、当時の起請文を取り上げることは適当ではなく、ましてや当時の起請文が形骸化していたとの見方は成立しないと結論付ける。また、勧請神がかなり細かく選択されていた点については、一見不規則に見えるこの選択にも、何らかの一貫した基準が存在したのであり、本論文で主に検討した国鎮守や氏神の記載もそうした基準を前提になされていることが推測されると付言している。

## II. 論文審査結果の要旨

試問においては、まず第一章から第四章で明らかにしようとした事柄について、個別的な質疑が行われた。第一章は戦国期武家の起請文を大づかみに紹介した章であるため、多くの質疑は行われなかった。ただ、結論として述べている、起請文は契約文書であるという近時の研究状況への批判に関して、例えば何事かへの感謝が起請文の形をとって伝えられる例などは、論者のいう「自身に偽りなし」の宣誓とまでは考える必要はなく、契約文書的な要素もあるのではないかとの指摘があった。

第二章は上杉氏に関する起請文に見られる氏神春日に注目した章である。まず氏神たる春日社を勧請した事情が分からないかとの質問に、論者は由緒は分からず、何故この神を氏神にしたのかという経緯は明らかでないと答えた。また、春日と起請文に勧請されたのが氏神春日にあたることはわかるが、そもそも氏神が勧請される意味はどの問いに対して、論者は上杉家という家を表していると考えていると答えた。全体として、興味深い分析が出来ている章であるとの評価であったが、もう一步踏み込んで結論を強調した方がよかったのでは、という指摘もあった。

第三章は毛利氏に関係する起請文に見られる国鎮守厳島の問題を取り上げている。この章では、国外領主が毛利氏に宛てた起請文にも厳島が勧請される例が見られることを個人差と評価するが、個人差で説明するのではなく理由を追及できないかとの質問に対し、相手側の神仏を勧請するか否かはきちんと決まっているのではなく、例えば相手に対する気遣いで勧請する場合などもあるとの答であった。

第四章は前章に引き続いて毛利氏関係の起請文を検討したもので、本章では氏神祇園を中心に検討を進め、第一章で扱った上杉氏と同様に、毛利氏も領主統合に氏神を勧請していることを明らかにした本論文の中核となる章である。この章での分析結果については、

大変興味深い史実を明らかにしたものと評価が高く、個別の質問はなかった。

全体を通して、500通に及ぶ全国の戦国武士の起請文を博搜し、それを適切に分析したことは高く評価できる。とりわけ、東の上杉氏と西の毛利氏とを中心に検討を進め、これまでの国鎮守が戦国大名の領主統合の神であるという通説を覆し、両氏が氏神を領主統合のため起請文に勧請した重要な神と位置づけていた事実を発見したことは、非常に興味深いとの評価であった。また、近時盛んにいわれていた戦国期起請文の形骸化や契約文書化といった議論に対しても、勧請された神仏から、発給者の所属意識や領主統合の意図、受給者との関係までもが読み取れることを明らかにして、起請文に勧請される神仏の検討抜きで起請文を云々することの問題を明らかにしえたことは重要であろう。

ただ、従来いわれていた領主統合への国鎮守の果たした役割と論者のいう氏神との違い、使い分けといった点をもう少し深められればより善い論文になったという指摘や、全体に蒐集した起請文を表という形で提示して議論を進めているが、史料本文そのものをもう少し提示できなかったか、やはり表だけでは十分に理解できない点があるので、資料編を作ってもよかったのではという評価もあった。

このように、いくつかの問題や課題は残っているが、論文全体で明らかにしたことの価値を大きく損なうものとは言えず、本論文は課程博士の学位請求論文として、十分の内容を持つものと審査委員一同判断した。

審査に必要とされる最終試験については、審査委員全員により2016年12月26日に試問を行った。その結果、審査委員一同一致して、山本春奈に大谷大学博士（文学）の学位を授与する事が適当と判断した。